

令和 3 年 度

令和 2 年 7 月 豪 雨 に 関 す る 特 別 委 員 会 記 録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 1 2 月 定 例 会 付 託 案 件 1
 - 1. 令 和 2 年 7 月 豪 雨 に 関 す る 諸 問 題 の 調 査 1 0
-

令 和 3 年 1 2 月 1 3 日 (月 曜 日)

令和2年7月豪雨に関する 特別委員会会議録

令和3年12月13日 月曜日

午前10時00分開議

午後 0時09分開議（実時間109分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第159号・契約の締結について（八代市坂本支所庁舎等解体工事）
1. 所管事務調査
 - ・令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査（八代市坂本町復興計画の進捗状況について）（二見地区農地災害及び泉、東陽地区の林道災害の進捗状況について）（日奈久、二見、東陽、泉地区の公共土木施設災害の進捗状況について）（「みんなの家」の整備について）

○本日の会議に出席した者

委員長 上村 哲三 君
副委員長 金子 昌平 君
委員 大倉 裕一 君
委員 北園 武広 君
委員 田方 芳信 君
委員 谷川 登 君
委員 古嶋 津義 君
委員 増田 一喜 君
委員 山本 敬晃 君
委員 山本 幸廣 君

※欠席委員 橋本 幸一 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

農林水産部長	福田 新士 君
農林水産部次長	中川 俊一 君
農地整備課長	村井 幸治 君
水産林務課長	小原 聖児 君
建設部長	沖田 良三 君
建設部次長	高木 剛生 君
理事兼災害復旧課長	鶴本 英一郎 君
営繕課長	松野 光洋 君
営繕課長補佐兼建築係長	秋野 亮二 君
住宅課長	早木 浩二 君
土木課長	竹原 彰吾 君
教育部長	中 勇二 君
教育部次長	橋口 幸雄 君
理事兼生涯学習課長	田中 智樹 君
財務部	
契約検査課長	岩崎 伸一 君
総務企画部	
理事兼復興推進課長	宮川 武晴 君
市民環境部	
循環社会推進課長補佐	古閑 迫修 君

○記録担当書記

村上 政資 君
森田 亨 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（上村哲三君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから令和2年7月豪雨に関する特別委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

○議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）

最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を

議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第5款・農林水産費及び第10款・災害復旧費について、農林水産部から説明願います。

○農林水産部長（福田新士君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部の福田でございます。

議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分で、農林水産業費、災害復旧費におきまして、中川農林水産部次長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願います。

○農林水産部次長（中川俊一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）次長、中川でございます。よろしく願います。

それでは、議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

予算書の26ページをお願いいたします。

款5・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費で、補正額6251万2000円を計上し、補正後の額を11億1064万1000円とするもので、このうち、説明欄の担い手づくり総合支援交付金事業（豪雨災害）、これは、担い手づくり総合支援交付金事業（被災農業者支援型）を活用し、令和2年7月豪雨により被害を受けた農業者が経営を維持していくために必要な農産物の生産施設復旧に要する経費の一部を国、県、市で補助するものです。

内容としましては、株式会社山平が実施します、キクラゲ栽培施設の再建に係る経費の一部を補助するもので、補助対象経費9038万円のうち、5531万2000円を補助するものです。

なお、特定財源としまして、県支出金3723万6000円を予定しております。

それから、ページが34ページをお願いいたします。

款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費、目2・林道施設災害復旧費では、補正額1億9800万円を計上し、補正後の額を7億4574万6000円とするもので、このうち、説明欄の令和2年7月豪雨災害復旧事業の林道坂本山江線等3路線1億4500万円は、令和3年度当初に予算化しておりましたが、詳細設計で工法や残土運搬距離の変更により工事請負費に不足が生じたため補正するものです。

なお、特定財源といたしまして、県支出金1億4319万8000円と、市債として充当率90%の災害復旧事業債160万円を予定しております。

また、工事発注が年明け以降となり、年度内完了が困難となりますことから、本補正額を含めまして、総額5億5782万8000円を繰り越す予定としております。

以上で、一般会計補正予算・第8号中、農林水産部関係分の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 補正予算の山平さんに対する補助なんですけども、すいません、山平さんというのは坂本町にあったんでしょうか。どちらにあって、どこの場所で被害を受けられて、どこの場所に、その復旧ていいますか、新しく事業所をですね、開設しようとされているのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○農林水産部長（福田新士君） 山平さんが以前、従前、被災前に営農されとったところは、あさぎり町にありました施設であります。そし

て、被災されてからの復旧場所を八代市に展開されるということで、八代市におきましては日奈久の新開町を予定されていて、災害の特性によりまして、属地属人といういろいろ審議をいたしましたところ、県とかの指導もありまして、どちらでも災害復旧ができるということで、八代に展開されること、——これからのですね、それを加味しまして、八代で復旧されるので、うちのほうで災害復旧事業として上げました。そういったことです。よろしくお願ひします。

○委員（大倉裕一君） 要望になりますけど、他自治体からの移動ということですので、八代市の丁寧な対応をですね、お願ひしておきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 災害復旧費で、林道坂本山江線の泥運搬の距離が変わったと。泥捨場といますか、仮置き場か、そういったものが変わったんだろうという想定はつくんですが、なぜそういうふうな置き場所が変わるというようなことが出たんでしょうか。

○理事兼災害復旧課長（鶴本英一郎君） 鶴本です。委員の御質問にお答えいたします。

災害復旧査定といいますのが、災害発生直後に現地を査定していただいて、それに基づいて算定を行うのですが、災害査定の中で、残土処理の運搬距離については2キロで計上するというのがルールとしてございまして、実施の段階で、管内にない場合は実情に応じて変更設計を行うということになっておりまして、今回の場合は、八代市内には適地がございませんので市外のほうに持ち出すことで、かなり距離が長くなって処理費が上がっております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） ちなみに、どちらに運搬されているんでしょうか。

○理事兼災害復旧課長（鶴本英一郎君） 氷川町のほうに捨てるように計画しております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願ひします。

○委員（山本幸廣君） もうこれ意見ですからですね、今の運搬の状況も、その認識を見ながらですね、どこから来るかなという、そういう考えを持つのは誰もだと思えますよ。まあ、5台、10台ぐらい並んで来るし、そして、大体ならばその管内というのが、私もそう思ってたんですけども。

これらについてはですね、やはり慎重な中でですね、担当の方々がやっぱりそのルールと言うてはいけませんけども、ある程度遵守して、どうしても、上司かれこれの担当もあるかもしれないと思えますよ。業者オンリーでは、これだけは、はっきり言っておきますから。

そうしなければですね、いろんな経費が加算し、そしてまた、いろんな面で繰越しがどんどんどんどん増えていくと。その繰越しの理由も、たくさん理由があると思えますけどですね、それはそれなりに、やっぱ災害ですから、私は理解しますけども。ぜひともそこら辺りのポリシーを持って、私は対応していただきたい。これは意見です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 残土処理にも特化しての話ですけども、国のほうも仮置き場とかです、探すところに苦労されてるといようなお話は聞いておりますが、やはり自治体の中で完結していくというのが基本じゃないかなというふうに思います。

そういった意味では、八代市の中にですね、仮置き場もしっかり確保されるような取組を今後期待したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で第5款・農林水産費及び第10款・災害復旧費についてを終了します。

執行部入替えのため、小会します。

（午前10時11分 小会）

（午前10時12分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、歳出の第7款・土木費について、建設部から説明願います。

○建設部長（沖田良三君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長、沖田でございます。

それでは、本委員会に付託をされました議案のうち、議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号の建設部所管分につきまして、高木次長より説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

○建設部次長（高木剛生君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の高木でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきますのでよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○建設部次長（高木剛生君） それでは、お手

元の議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算書・第8号をお願いいたします。

31ページをお開きいただき、上の表を御覧ください。

款7・土木費、項6・住宅費、目3・住宅建設費は、補正額7417万7000円の増額をお願いするものでございます。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が4350万円、地方債が1370万円、その他の欄に記載しております寄附金が1697万7000円でございます。

補正額の内訳は、節11・役務費を19万8000円、節12・委託料を5800万円、節16・公有財産購入費を1597万9000円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております災害公営住宅整備事業（豪雨災害）でございます。

別冊の委員会資料、建設部所管分の2ページを御覧ください。

今回の補正予算は、住宅の自力再建が困難と考える被災者のための災害公営住宅建設に伴うもので、具体的には、合志野地区の用地取得と測量設計委託、藤本・大門地区及び中津道地区の測量設計委託に要する費用を増額補正するものでございます。

以上、議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 議案の説明会のときにもお尋ねした内容ではあるんですけども、通常、不動産鑑定をした後に用地取得の費用を計上されるというような流れになっていっている

のが通常だったというふうに思ってるんですけども、今回、鑑定費用と用地取得費用と同時に出されるというようなことに至った経緯と、その辺りのお話をお聞かせいただいてようございますですか。

○委員長（上村哲三君） 合志野地区のことについてだろうと思いますので。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしく。

○建設部長（沖田良三君） 御質問ありましたように、不動産鑑定と用地取得費、今回併せて計上させていただいております。これにつきましては、災害公営住宅をもう早急に整備する必要がありますということで、まずは用地費等につきましては、うちの用地課の職員、専門知識がある職員でございますが、そちらでおおむねの購入費、単価ですね、その辺の算定を行っております。

しかしながら、相手と交渉するに当たっては、おっしゃるように不動産鑑定で正式に出された金額で交渉するということになりましたが、もう間髪入れずに進めていきたいという思いから、今回一緒に上げさせていただきました。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 理解したいというふうに思いますが、今回、災害復旧の関係に限ってという、今回特別な、何ちゅうんですかね、予算計上というような形の理解でようございますか。通常はきちんと鑑定をして、そしてまた予算を上げますよという流れになっていくんだということで理解してよろしいですか。

○建設部長（沖田良三君） おっしゃるとおりでございます。まず単価のほうを不動産鑑定で出した上で、正式な予算として新たにまた用地取得費、別途ですね、そういうのが通常の進め方でございます。今回は災害公営住宅ということで、先ほど申しましたように、早急に住宅の建設に移行したいということで、今回に限ってはそういう取扱いをしております。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） 基本実施設計、測量委託に入るわけですが、新聞紙上によりますと、災害公営住宅、当初35戸で、22戸だったかな。昨日ちょうど八代・天草シーライン構想の推進大会が上天草市でありましたが、その中でですね、熊大の円山准教授の講演の中です。益城町の地震の後の例が出まして、1年したらやっぱり減少するそうです、災害公営住宅の申込みがですね。その辺のところを少し加味して無駄にならないようお願いをしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） 古嶋委員、今の意見でよかですか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（上村哲三君） それじゃ、意見として捉えていただきますようお願いいたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で質疑を終了します。意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で第7款・土木費についてを終了します。

執行部入替えのため、小会します。

（午前10時19分 小会）

（午前10時20分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

次に、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長（中 勇二君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）本日はよろしく申し上げます。

それでは、議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会に付託されました教育部所管の予算について御説明申し上げます。

説明は、橋口次長のほうからいたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育部次長（橋口幸雄君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部の橋口です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、補正中、教育部が所管いたします当該委員会分の歳出の具体的内容について説明いたします。

補正予算書の32ページになります。ページの一番下の段です。

款9・教育費、項7・社会教育費、目1・社会教育総務費です。

先ほど建設部から補正予算の説明でもありましたとおり、本市では、令和2年7月豪雨に係る被災者の災害公営住宅の建設地として、坂本町の3地区を予定しております。

そのうち、藤本・大門地区におきましては、藤本社会教育センターの敷地内を、また、中津道地区におきましては、中津道社会教育センターの敷地内を計画しております。このため、災害公営住宅の建設に支障を来す藤本社会教育センター及び中津道社会教育センターの校舎、体育館、プール等を解体するものです。

それでは、お手元の議案説明資料を御覧ください。出ましたでしょうか。

2ページが、藤本社会教育センターの航空写真となっております。

3ページが、敷地内に建っております旧校舎や体育館などの写真です。

次、4ページが、解体建物を斜線で表したものです。

5ページから7ページまでは同様に、中津道社会教育センターの資料でございます。

藤本社会教育センターでは、PCB調査業務委託料172万2000円、PCB取り外し工事費243万7000円、解体工事費1億3680万円、また、中津道社会教育センターでは、解体工事費1億950万円を計上しております。

なお、解体工事期間は令和4年3月から12月までの10か月間となり、事業費の全額2億5045万9000円を繰越明許費の限度額として計上しております。

特定財源としまして、国の住宅管理費補助金1297万1000円、残りを市債として、合併特例債2億2160万円を予定しております。

以上が、教育部所管の補正予算の事業内容でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（山本幸廣君） 解体費が、——解体の積算はされたと思うんです。解体費の中ですね、国庫の補助金が率の低いと思うんですけども、何かまた優遇的な制度というのはないんですか、そこら辺り確認されましたか。

一般財源が多かもんだけん。特例債で今の説明があったでしょう。

○営繕課長補佐兼建築係長（秋野亮二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）営繕課の秋野と申します。よろしくお願いいたします。

委員御質問の解体の事業費に対して歳入が少ないんじゃないかという、補助金の額が少ないんじゃないかということのお答えですけども、今回ですね、解体は、施設を全て解体するんですけども、補助対象の施設でいいものが体育館だけでございます。空き建築の扱いに対象になるかということで県とも協議を行いまして、全て対象でございませんで補助金の額は少な

いということでございます。

○委員（山本幸廣君） よろしいですよ、説明。はい。分かりました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（山本幸廣君） 常に安全という2つの文字がこう私たちは、やっぱり行政の立場も、あるいは議員の立場も一緒だと思うんですけども、八代市内全体、災害を含めて、解体事業がどんどんどんどん進んでおりますよね。その中でやっぱり安全確保というのは、もうぜひともしとってください。

これはですね、いろんなところからお聞きする中でもですね、やっぱり小さいのから大きい関係等々も出てるというような状況でもありますので、よろしければ管理体制をしっかりと管理体制をする。そしてまた、担当としてはですね、しっかりとやっぱりその立会いの下、いわゆる職員がある程度この目で見ながらですね、対応する。あるコンサルや解体業者に任せるということじゃなくしてからですね、これはしっかりと捉えとってください。

これ御意見ですからね。意見の中でもしっかりとった意見ですよ。現場にやっぱり寄り添ってください、担当の職員は。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、意見を終了します。

なければ、これより採決いたします。

議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求

めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、しばらく小会します。

（午前10時27分 小会）

（午前10時28分 本会）

◎議案第159号・契約の締結について（八代市坂本支所庁舎等解体工事）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第159号・八代市坂本支所庁舎等解体工事に係る契約の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○営繕課長（松野光洋君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

営繕課の松野でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第159号・契約の締結について、恐れ入りますが着座にて説明させていただきます。

議案書の1ページ目をお願いします。

議案第159号・契約の締結についてでございます。

説明は、お配りしております資料の右肩に、委員会資料、令和3年12月13日、令和2年7月豪雨に関する特別委員会と記載されております、八代市坂本支所庁舎等解体工事に関する資料について御説明させていただきます。

それでは、1の工事関係について説明させていただきます。

資料の2ページ目をお願いします。

番号、令和3年度、営工第63号。件名、八代市坂本支所庁舎等解体工事。工事場所、八代市坂本町坂本4228番12。契約の相手方、共生・松徳工業・トヨタ建設工事共同企業体。契約金額は1億5400万円。契約予定工期

は、議決日から令和4年7月29日までを予定しております。

次に、工事の概要でございますが、庁舎棟は鉄筋コンクリート造平屋建て、床面積は882平方メートル、議会棟は鉄筋コンクリート造2階建て、床面積は1049.19平方メートルです。第2庁舎棟は鉄骨造平屋建て、床面積は312平方メートルです。

その他、渡り廊下棟、車庫棟、倉庫棟、消防車庫棟の附属棟も併せて解体をいたします。

また、地中埋設物の浄化槽、樹木やフェンス、アスファルト舗装なども撤去いたします。

敷地内全てを撤去した後は、碎石の敷きならしを行い、敷地境界に立入禁止看板及びロープを設置して、部外者の侵入防止対策を行う予定です。

次に、3ページ目をお願いいたします。

今回解体する坂本支所庁舎の現況外観写真でございます。

上段、中段写真の右側が庁舎棟、左側が議会棟でございます。下段は、第2庁舎棟でございます。

4ページ目をお願いします。

上段は庁舎棟などをつなぐ渡り廊下棟、中段は車庫、倉庫棟、消防車庫棟でございます。下段は、敷地裏側の状況でございます。

5ページ目をお願いします。

坂本支所全体の配置図になります。

赤線で囲っております坂本コミュニティセンター管轄以外の施設が全て今回の解体工事対象部分でございます。

なお、坂本コミュニティセンター及び機械室については、別途発注工事としております。

次に、6ページ目から10ページ目につきましては、施設の平面図、立面図、断面図でございます。

以上、工事関係の概要説明とさせていただきます。

○契約検査課長（岩崎伸一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）契約検査課の岩崎でございます。

工事関係の説明に引き続きまして、入札・契約関係につきまして、大変失礼ですが着座にて説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○契約検査課長（岩崎伸一君） それでは、資料の11ページを御覧願います。

まず初めに、1、競争入札に関する事項につきまして説明いたします。

本案は、八代市制限付一般競争入札実施要領に基づきまして、令和3年10月27日に制限付一般競争入札に付すことを公告いたしております。

ここで申します制限付とは、競争入札参加資格に一定の要件がついていることございまして、具体的な内容は、その下の2で説明させていただきます。

続きまして、2、競争入札に参加する者に必要な資格の主な要件といたしましては、八代市建設工事共同企業体運用基準に基づきまして、建設工事共同企業体による発注を行い、その共同企業体の構成員の数は2者または3者とし、全ての構成員が本市の有資格者名簿における解体工事の登録業者で、市内に本社・本店等の主たる事業所を有する者といたしております。

また、代表構成員につきましては、国または県が行う経営事項審査の解体工事の総合評定値が700点以上で、過去15年間に元請として県内での完工実績がある者といたしております。

さらに、配置技術者に関しましては、1級土木施工管理技士等の資格を有する主任技術者か解体工事の監理技術者を専任で配置することを要件といたしております。

最後に、3、開札及び結果につきましては、公告日の翌日から資格確認申請書及び入札書の

受付を行い、建設業法で定める公告・見積期間を経た11月18日に開札を行った結果、4者の共同企業体より入札がございまして、共生・松徳工業・トヨタ建設工事共同企業体が1億4000万円で落札されており、予定価格に対する落札率は98.06%でございます。

なお、当該建設工事共同企業体と消費税を加算いたしました契約金額1億5400万円で、議会の議決をいただいたとき本契約となる条件を付した仮契約を11月26日に締結したところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（大倉裕一君） 先ほど、坂本コミュニティセンターのほうの別途工事というお話、説明いただいたんですけど、一緒にはやっぱでけんとですたいね。一緒にしたほうが経費が安くなって済むんじゃないかという単純な発想に至るとですけど。

○営繕課長（松野光洋君） 委員さんおっしゃるとおり、一緒にしたほうがという、敷地も同じところに立ってますのでということですが、基本的に2点ほど理由がございまして、まずは1点目は、ケースにもよりますけれども、市内工事発注する場合においては、できるだけ業者さんのほうに受注機会を与えることが大前提になってます。ですので、一応今回、坂本支所とコミュニティセンターについては大規模な解体工事になりますので、今回別々に出してると。

もう1点は、まず、所管課が坂本支所とコミュニティセンターは違います。で、工事を発注する前の各所管課との協議だったりとかいう確認事項につきましても、工事内容を十分精査した上でですね、協議がスムーズにいけるように考えております。

また、工事が発注された後、いろいろ工事の内容、解体内容で問題が生じた場合にもですね、所管課が違うもんですから、スムーズな対応と管理ができるような理由で、この2点で、今回分けて発注をしてるところでございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 1点目の工事の機会という部分はですね、今回、物すごく発注のケースが出てるといふふうに思ってます。

2点目のほうも、縦割りの部分でどうしても難しいというようなところで理解をしたいというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 予算関係等々の契約関係についてはですね、もうしっかり対応していただきたいということなんですけども、先日、我が会派で視察に行っていました。この件についてですね。

高いのか安いのかというのは、もう私からは、そもそも、どのような積算されたのかというのは、そういうのを聞きませんが、あそこに生活をしておられる方々も、上村委員長も御存じのように、おられるわけですよ。解体を進める中では、必ずあそこの道路というのは、もうごみが、この乾燥で、空気が乾燥してますから、ごみがもう大変だと思います。そこら辺りについてもですね、やっぱし生活をされとる方々に妨げのないようなですね、道路についてはですね、散水をするか、そういうところに心がけるようにですね、担当部としては、今回の落札をされた共同体の方々にはですね、しっかりですね、対応するようにしていただきたいというふうにお願いをしておきますし、今、委員長が意見ということもあるけん、そういうことを現場に行って感じましたからですね、それをよろしく願いをしておきます。要望です。

○委員長（上村哲三君） ありがとうございます。
す。

○委員（大倉裕一君） 工期の件で、7か月ばかり工期をとっちゃつとですけど、土曜、日曜、今、公共工事週休2日という話も出ておりますが、今回のこの解体工事はどういった配慮で、この工程を組んでありますか。

○営繕課長（松野光洋君） 今回の解体工事につきましては、通常の工事の週休2日制の対応で工期の設定をしております。ですので、土日含めて、緊急がない限りはですね、通常の工事日程でいきたいと考えております。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第159号・八代市坂本支所庁舎等解体工事に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部は御退室願います。

（執行部 退席）

○委員長（上村哲三君） 以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午前10時42分 小会）

（午前10時44分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

執行部より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

○理事兼災害復旧課長（鶴本英一郎君） 災害復旧課の鶴本でございます。

先ほど林道施設災害復旧事業の中で、捨てる先について小川町と申しましたが、ちょうど小川町と氷川町の境界付近で、正確には氷川町でございます。訂正いたします。

◎所管事務調査

・令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査

（八代市坂本町復興計画の進捗状況について）

○委員長（上村哲三君） それでは次に、特定事件であります令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

本件について4件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それではまず、八代市坂本町復興計画の進捗状況について説明願います。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） 皆様、改めましておはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）復興推進課、宮川でございます。

それでは、着座にて説明のほうさせていただきます。よろしく願いいたします。

早速ではございますが、八代市坂本町復興計画の進捗状況について、タブレットにはですね、右肩に、本日の日付、特別委員会名称、所管事務調査、八代市復興推進本部事務局（復興推進課）、表題に、八代市坂本町復興計画の進

捗状況についてと記載の資料を御準備いただければと思います。よろしいでしょうか。

この表紙をおめくりいただきまして、ロードマップのほうを御確認をいただきたいと存じます。

このロードマップにつきましては、さきの当特別委員会で御説明いたしましたとおり、坂本町復興計画に掲げております様々な取組について、暮らし・コミュニティ、産業・経済、社会基盤・防災の3つの分野ごとに、主要な取組、重点的な8つの項目をロードマップとしてお示しし、庁内での進捗管理に活用いたしますとともに、広く市民の皆様へも情報発信を行うことを目的として作成しているものでございます。

また、先月11月9日の日に御説明いたしました際には、本年6月30日現在のものでございましたが、11月29日に本市復興推進本部を開催し、12月31日の予定として、時点修正を行ってございます。

7月以降、新たに実施したこと、追加したことについては、朱書きや赤枠の矢印で記載しており、完了したものについては色塗りをしております。

前回、説明の際にはできるだけ直近の状況等も含め御説明しておりますので、本日は主に朱書きしております内容を中心に、できるだけ簡潔に御説明をいたしたいと考えてございます。

それでは初めに、暮らし・コミュニティの再生に関する分野でございます。

説明は丸で番号を付番してございます具体的な取組事業等々を、記載してございます項目ごとに御説明を進めさせていただきます。

①仮設住宅の入居状況でございます。

こちらにつきましては、八代市民球場と古閑中町に建設型の仮設住宅を40世帯分整備してございまして、10月末として35世帯が入居されてございます。みなし住宅には101世帯が入居されていらっしゃいます。

次の②災害公営住宅の整備等につきましては、7月の仮申込み時に34世帯の申込みがあり、その後、国や県との協議を重ねまして、10月20日に具体的な建設予定地を決定し、11月10日から12月3日までの本申込みを受け付けてございました。

その間、11月14日に説明会を開催してございまして、22戸のお申込みをいただいたところでございます。

先ほど御審議いただきました建設予定地となります藤本、中津道の社会教育センターの解体も着手する予定としてございます。

③被災者見守り対策事業につきましては、仮設住宅等で生活されている支援対象世帯に、生活再建に向けた各種支援を行っていますが、実績といたしまして、本年10月末現在で424世帯を対象に支援を実施してございます。58世帯につきましては既に支援を終了という状況でございます。

なお、この地域支え合いセンター活動は、原則としまして設置から2年間となっておりますが、被災者の生活再建が終了するまで延長ということで考えております。

あわせて、来年1月からは、仮設住宅の供与期間延長のための手続を開始いたします。

④安全な居住地の確保につきましては、住まいの再建をはじめ、旧小学校8校区ごとに、地域振興を盛り込みました復興まちづくり計画を策定することとしており、7月、10月に地区別懇談会を開催したところです。

資料には12月中と記載してございますが、12月18日から26日にかけて、第4回の地区別懇談会を開催し、年度内には地区ごとの復興まちづくり計画を取りまとめることとしてございます。

また、当委員会にはですね、別途チラシのほうを配付させていただいているかと存じます。

また、球磨川水系流域治水プロジェクトの一

環でございます輪中堤・宅地かさ上げ事業に関する説明会を9月25日と11月20日に開催いたしました。

現在、住まいの再建を進めていく上で、治水対策として、輪中堤なのか、宅地かさ上げなのか、集落での話し合いを進めているところでありまして、できるだけ早期に御意向を取りまとめさせていただきますよう、国や県と協力をいただきながら、集落での話し合いに積極的に参加してまいります。

次、⑤災害等廃棄物処理事業の公費解体の進捗状況につきましては、291件の申請を受け付けてございまして、現在、全て解体が完了してございます。

仮置き場から解体材の搬出を行ってございまして、年明け1月から3月までの期間で仮置き場としておりました、くま川ワイワイパークの復旧工事をを行う予定としております。

次、⑥次世代を担う子どもの育成につきましては、各学校において、新型コロナウイルス感染症や自然災害等における臨時休業に備え、オンラインによる学習支援の試行を実施し、非常時においても児童生徒の学びを保障する準備を整えてございます。

記載はございませんが、本年7月からは、ICT授業サポーターを2名増員し、計10名の体制で支援を行えるよう充実を図っているところでございます。

続きまして、⑦の地域コミュニティの核となる自治公民館等の再建・整備への支援につきましては、10月に再建が決まっていない自治公民館に対し説明会を実施し、再建に向けた現在の状況や今後の意向把握を行ったところでございます。

今後、自治公民館の復旧に要する事業費の補助を計上させていただきたいと考えてございます。

次の⑧神社仏閣・文化財等の被害調査及び復

旧事業につきましては、今年度4件の修復を行うこととしており、8月に合志野の天祠宮、10月に中津道阿蘇神社が竣工して、上荒瀬の水天宮も年度内の竣工を予定してございます。

⑨国・大学との連携や地域おこし協力隊などの外部人材の受入れや活躍の促進のうち、まず大学との連携につきましては、本年度、県立大学の学生GP——いわゆる地域連携型の卒業研究ということで取り組むこととなっておりますが、コロナ禍ということで学生の研究活動が大きく制限を受けてきたところでございます。そのような中ではございますが、記載のとおり、中間報告会や現地での打合せが行われてございまして、年内に取りまとめが行われ、2月に研究成果の発表が行われる予定と伺ってございます。

地域おこし協力隊につきましては、7月末まで募集いたしました但採用まで至らず、10月末までの再募集を行いましたところ、1名応募いただいております、年明け1月頃の任用に向けて準備を進めている状況になってございます。

それでは、次の2ページをお願いいたします。

産業・経済の再生に関する分野ですが、⑩仮設商店街による暫定的な事業再開の支援につきましては、記載のとおり、仮設商店街のにぎわいづくりのため、坂本復興応援事業（豪雨災害）を活用し、坂本の食や自然などを生かした各種集客イベントを展開してございます。

現在、熊本県の集落サポートプロジェクト補助金を活用し、11月から来年1月31日まで、坂本地域の公共交通の実証実験として、JR坂本駅前とさかもと復興商店街を無料のコミュニティバスでつなぎ、坂本町住民の皆様の買物支援やさかもと復興商店街のにぎわい創出を図っているといったところでございます。

⑪から⑮のそれぞれの取組につきましては、

さきの特別委員会で御説明した内容のとおりでございまして、朱書きの修正を行っているというところでございます。

すいません。続きまして、3ページをお願いいたします。

最後に、社会基盤・防災の再生に関する分野でございますが、⑩郵便局等の生活サービスの早期再開への支援につきましては、郵便局の早期支援といたしまして、7月から坂本地域福祉センター内の駐車場に坂本郵便局仮設店舗が営業されてございます。

次に、医療体制の確保につきましては、県や八代郡医師会などの関係機関との協議を進めてございまして、再建後の坂本支所周辺に医療を提供する場の確保に向け検討を進めてございます。

あわせて、巡回診療車、遠隔医療の導入に向けた協議も行っているという状況になってございます。

その下の段でございますが、なりわい再建支援補助につきましては、16次にわたり申請を受け付けてございます。今年12月15日をもって終了予定となっております。現在のところ、本市の交付決定は20件となっている状況でございます。

この支援事業につきましては、来年度以降もバーチャートが伸びておりますが、今後、事業者の事業再開の状況を踏まえまして、受付期間の期限の延長について、引き続き国・県へ要望を行ってまいります。

次の⑰の坂本支所の整備につきましては、7月に支所周辺のにぎわいの再生に向けて関係機関との意見交換会を開催し、参加者からは、支所周辺へのまち機能の集約について御理解をいただいたところで、引き続き、関係機関の皆様と個別に意見交換を行ってございます。

現在、支所の機能や構造など、関係機関と協議を行いながら検討を進めており、併せて、1

1月には現地測量を終え、支所の敷地や道路配置等の概略設計を行っている状況になってございます。

次の⑱、坂本町コミュニティセンターの整備につきましては、地元の御要望を踏まえ、坂本支所と同じ場所に整備することとしてございます。

また、被災したコミュニティセンターにつきましては、坂本支所と同様に、解体工事の準備を進めているという状況でございます。

⑲光ブロードバンドにつきましては、現在、整備事業者において、復興計画やハザードマップを確認いただきながら、令和4年度内のサービス開始に向け、現在、設計作業を進めていただいております。

⑳CATV施設更新につきましては、完了目標に記載のとおりでございます。

㉑広域的・多重な道路ネットワークの構築につきましては、市道・林道の道路ネットワークの検討——いわゆるリダンダンシーの確保につきましては、ちょっと記載がございませんが、8月に地元説明会を開催しており、地域の皆様の御意見も伺いながら検討を進めている状況になってございます。

そのほか、さきに御説明したとおりでございますが、未開通となっている坂本人吉線や小鶴原女木線は、整備促進期成会を立ち上げ、近隣自治体と協力し要望を行っており、坂本人吉線につきましては、12月20日に県庁を訪問し要望活動を行う予定となっております。

㉒、㉓のそれぞれの事業につきましては、おおむね前回説明した内容を朱書きして修正してございます。

㉔高速道路を利用したアクセスの確保につきましては、坂本パーキングエリアへスマートインターチェンジの設置を目指して、本年7月と11月に国への要望を行ってございます。

7月には国から工食用道路の設置に関する地

元地権者等への説明会が行われてございまして、今後は、工事用道路の設置工事の進捗状況を見ながら、関係機関と引き続き連携・協議し設置を目指してまいります。

㊸新たな防災拠点の検討につきましては、球磨川の右岸、左岸にそれぞれ1か所整備する予定として計画を進めてまいります。

㊹ICTを活用した多様な情報伝達の早期整備につきましては、防災アプリやメールなどの登録を支援するため、5月、坂本町での登録会に引き続き、7月、10月、市内のショッピングセンターにおいて、新システムの周知、登録会を行ってまいります。

㊺集落の孤立に備えた通信手段の確保につきましては、坂本地区に配備した衛星携帯電話につきまして、有事の際に適切に使用できますよう、7月に情報伝達訓練を行ってまいります。

㊻防災教育の推進、児童のマイタイムラインの作成につきましては、被災した児童・生徒の心のケアに配慮しながら、7月の八竜小学校のPTA総会時において、御家庭と協力し、マイタイムラインの作成を行ったところでございます。

ロードマップに関する説明は以上でございます。

続きましては、補足資料でございますけれども、令和3年11月9日に開催いたしました当特別委員会で、後日提出させていただくいたしました資料について、御説明のほうをさせていただきますと思います。

タブレットには右肩に、本日の日付、特別委員会の名称、所管事務調査、八代市復興推進本部事務局（復興推進課）で、四角囲いで令和3年11月9日開催時補足資料と記載の資料を御準備いただきますでしょうか。よろしいでしょうか。

前回、委員のほうから、坂本町において被災したまま残っている家屋はないのかという御趣

旨での御確認、御質問であったものと認識してございます。その説明用に補足資料として作成いたしましたもので、表題の、坂本町における被災家屋等や対応状況について、簡潔に御説明いたします。

初めに、1、被災家屋等の件数についてでございます。皆さん、御存じのことも多いかと思えますけれども、確認という意味も含めまして説明させていただきます。

まず、（1）罹災証明に係る住宅被害の状況といたしましては、記載のとおり、自然災害によりまして、住家——主に居住していらっしゃる家屋等が被害を受けた場合に、市町村が被害の程度や原因を証明するというものでございまして、坂本町では住家被害が439世帯ございました。

次の（2）被災証明発行件数といたしまして、自然災害によりまして、空き家、店舗、事務所、物置、カーポートとか、あと農林水産施設など、いわゆる非住家の被災の事実を証明するものでございまして、坂本町の住民の皆様へは、車を除きまして、177件発行してございます。

次の見出し、2の対応状況につきましては、これまで本市が実施いたしました公費解体や、宅地（敷地）内に堆積した土砂・流木撤去の取組内容や申請件数をそれぞれ記載してございますので、これは後ほどですね、御確認いただければと思います。

なお、すいません。日付はですね、この資料の右肩に記載しておりますとおり、10月31日時点でございますので、施工中または、依頼中と書いてございますが完了してるものもございまして、恐縮ではございますが進捗状況については、先ほどのロードマップのほうで御確認をいただければと思います。

次のページをお願いいたします。

次の、被災した空き家等への対応につきまし

て、特に被災した空き家等に対しまして、地域からの御心配をいただいております、そのような地域からの御要望等に対しまして、各課で積極的に取り組みました対応状況について説明をさせていただくものでございます。

まず、(1) 公費解体の取組でございますが、資料のほうをですね、読み上げさせていただきますと、被災した空き家のうち、地元で管理者がいない建物については、市が所有します空き家データを基に、現地での被災状況調査を行ったところでございます。

半壊以上の建物で、公費解体の申請のない建物及び市政協力員などの皆様からの御相談や情報提供があった建物については、所有者の調査を行うとともに、所有者へ公費解体事業の御案内を行うなど、積極的な対応を行ったところでございます。

その現地調査を実施しました件数は61件あり、そのうち公費解体の対象物件、空き家でございますが24件ございまして、うち公費解体を申請されたのが13件というところでございました。

次の(2) 宅地(敷地)内に堆積した土砂・流木撤去の事業の関係でございますけれども、各種データの活用や地元の皆様の御協力をいただきながら積極的な対応を行ってまいりました。

この事業では、所有者と連絡が取れない場合でも、安全性、あるいは衛生面で危険と判断される箇所につきましては、市政協力員の皆様と協議を行いながら、可能な限り土砂等の撤去を実施してきたところでございます。

また、福祉協議会やボランティア団体の皆様との連携により、年内作業完了が見えてきたという状況になってございます。

次の空き家バンク事業でございますけれども、これは利活用可能な空き家と危険な空き家に対しまして本市の取組、事業の概要につきまして参考として記載をしてございますので、また

御確認をいただければと思います。

次の4、補足でございます。

今回の資料のまとめ的な内容でございますけれども、本市では、ただいま説明させていただきました公費解体や土砂・流木撤去事業等、被災した空き家、家屋等に対しましても、各種データの活用や地元の皆様の御協力をいただきながら積極的な対応を行ってまいりましたが、私有財産であり、特に公費解体は制度上、所有者からの申請に基づく手順でございます。

そのため、各種データに登載がなく、地元の住民の皆様からも御相談がない空き家等が現地に存在する可能性も残っていることとなります。しかしながら、そのような物件につきましては、データもなく、地元からの情報もないということですので、物件を把握すること、それ自体が大変難しいというところでございます。

本市といたしましては、所有者のみならず、地域の皆様からの情報や相談に対し、できるだけ対応を行ってきたところでございますが、やはり個人様の所有権というのがですね、隘路となったり、何ら情報がございませんなかなか対応が難しいというような状況でございます。

発災後、これまで例のない甚大な被害状況の中で、各課それぞれですね、被災された方々をはじめ、地元の皆様に対しまして、証明書等の発行や災害復旧に向けた各種手続など、できるだけですね、迅速かつ丁寧な対応を心がけてまいりましたが、その点はですね、ぜひ御承知、御理解いただければと存じます。

本日の特別委員会所管事務調査に係ります八代市坂本町復興計画の進捗状況に関しまして、事務局からの説明は以上でございます。

○委員長(上村哲三君) 本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員(大倉裕一君) 最後のほうから、後先なりますけれども、調査物件、所有者不明、誰が、じゃあ汗かいて、この関係を解決していくんで

すかね。行政がせなんとじゃなかつですか。宮川課長。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） 先ほどちょっとお答えした内容と重複いたしますけれども、地元からですね、声があったことに対しては、情報があつたものについてはですね、対応させてきていただいております、それぞれの期間内に、それぞれの事業ですね、ある程度見込みが立つた、あるいは終了しているという状況でございます。

引き続き、そういった物件があればですね、まずは情報がないとですね、把握が難しいというところもありますので、実際、具体的にどこにどういふのがあつたのか、また、地元からですね、御相談があれば、また対応していきたいというふうに考えてございます。

○委員（大倉裕一君） 2ページの大きな3番の（1）に、現地調査を実施61件というふうに数字を上げてありますけど、この61件については、全て所有者が分かつて、どういふ対応をされるというところまで分かつたということで認識していいんですか。ここの部分がはっきりうたつてないもんで。

○循環社会推進課長補佐（古閑迫修君） 循環社会推進課です。

今の御質問ですけれども、61件に対しまして全て空き家を実際見に行きまして、まずは、その空き家自体が浸水しているかなど、公費解体の対象となり得るかというのを、まず調査を行っております。

その時点で61件中24件が公費解体の対象となると、うちのものほうで判断いたしまして、24件に関しましては全て所有者の方を聞き取り、また、うちのほうの空き家のデータで分かるものにつきましては調べまして、それぞれの所有者の方に御連絡を取つたところでございます。

○委員（大倉裕一君） それ以外はどうなつて

るんですか。

○循環社会推進課長補佐（古閑迫修君） 現地のほうを調査いたしまして、浸水の被害がなかつたり、半壊の規定、床上浸水とならない、床下浸水等であつたという空き家に関しましては、所有者の方への連絡は行っておりませんが、別途所有者の方から御相談等ございましたら、それには対応は全件行っております。

○委員（大倉裕一君） 最後、要望で。先ほど宮川課長が、丁寧に地域からの声があつたときには対応していきたいということでおっしゃっておりますので、そこの点に期待をしたいというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） 要望としてお願いします。

ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） 意見ですが、先ほど坂本支所のことがありましたが、今後おつくりになるときはですね、少し人口の推移を見て、規模については検討をしていただきたいと思います。被災された方が全部戻つてくるといふ可能性はないと思いますので。

○委員長（上村哲三君） 意見としてお願いします。

ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 災害公営住宅についてお尋ねをしたいんですが、いろいろ新聞でも掲載がありました。前回の説明の中では、規模についてこの程度だということで御説明があつたんですけども、その後の調査でどういふ数字があつたのか。荒瀬については本当にゼロでいいのか。そこをお聞かせいただけますか。

今後どういふふうな数字を、その世帯数をどういふふうにしていくのか。

○住宅課長（早木浩二君） 住宅課の早木です。

災害公営住宅につきましてはですね、藤本地区が5戸、それから、合志野地区が4戸、中津

道地区が1戸の申込みがございました。すいません。坂本駅周辺が12戸ですね、合計で22戸の申込みがございました。

このうちですね、藤本地区、それから合志野地区、中津道地区、合わせまして10戸については建設をしていくということで、今後、国のほうに即時工事申請を行っていきたいというふうに考えております。

坂本駅前地区につきましてはですね、今後、かさ上げ等の事業がございまして、もう少し時間をですね、要するというでございまして、その辺のところを見極めながらですね、数のほうは、戸数のほうは決定していきたいと思っております。

今後、被災者の方からですね、いろんな、また追加で災害公営住宅のお申込みがありましたときには、坂本駅前のほうに御入居いただけるように調整を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 前回のこの委員会の中で予定数を述べていらっしゃいますけど、その予定数は変更して、調査の結果の数値、戸数に合わせてつくっていきますということになるんですか。そこをまず確認させませんか。

○住宅課長（早木浩二君） 前回ですね、お答えしたときに、藤本地区は10戸程度ということでお話をさせていただきましたが、申込み数が5戸ということでございましたので、その申込み数に合わせてですね、施工していきたいと考えております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 荒瀬地区は、もう全然ない、ゼロですね。そこんところはどのようなふうに御認識されてますか。

○住宅課長（早木浩二君） 荒瀬地区につきましてはですね、今回はお申込みがございませんでした。ですから、今回、荒瀬地区は整備をし

ない方向で考えております。

第1の理由といたしましては、今言いましたように入居希望者がいなかったということですが、仮申込みの際はですね、お二方いらっしゃいましたけれども、その後、この仮申込者の方にですね、聞き取りを行いましたところ、1名の方については坂本駅前団地でもよいということでしたので、入居先を変更していただきました。で、既に申込み済みでございます。もう1名の方につきましては、生活できる住居をですね、家を2件所有していらっしゃるしまして、今後修繕をしてですね、どちらかに住むということでしたので、災害公営住宅の入居条件に合致しないということが分かりましたため、今回は申込みはしていらっしゃらないということになります。

そのほかに入居希望者はいらっしゃいませんでしたので、今回、荒瀬地区については整備をしないということで考えているところです。

以上です。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） その中で、西部地区だったら、西部地区であれば災害公営住宅として入居を考えたいというような被災者の方がいらっしゃるということもお聞きをしておりますし、報道のほうでもそういう掲載をなされておりました。その点についてはどのようなお考えなんですか。

○住宅課長（早木浩二君） 西部地区につきましてはですね、地元の住民自治協議会のほうからですね、そういったアンケート調査をされて、西部地区への要望があるというふうなお話を聞いております。

住民自治協議会の方々ともですね、何回かお話をさせていただきましたけれども、その入居希望の方がですね、9名いらっしゃるというふうに聞いたんですが、現時点ではその9名の方がどなたなのかという情報が私どものほうには

伝わっておりません。教えていただけてないという形になります。

それですね、西部地区のほうには、現時点では災害公営住宅は建設をしないというふうに考えております。

これ、理由といたしましてはですね、現時点で西部地区を検討していきますと、全体的な災害公営住宅の建設に遅れが生じまして、被災者の皆様に対して住まいをですね、早期に提供したいということができなくなるというふうに判断したためでございます。

仮にですね、西部地区に災害公営住宅を建設するという方針を示した場合ですね、既に災害公営住宅に申し込まれた被災者の方々のお気持ちが変わりましてですね、申込み自体を初めからやり直さなければならなくなったり、建設に着手ができない事態になると推察されると私どもは考えております。

また、建設候補地とする場合はですね、まとまった一団の土地があること、それから土地の条件ですね、それから用地買収や造成などが必要なこと、安価で建設できるかどうかと、それから、災害公営住宅の建設地と同様の安全性が保たれているかどうか、確保されるかどうか、これは災害リスクの回避ができるかなどですね、災害公営住宅の建設に当たっては、建設するためにクリアすべき条件が相当厳しくございます。それから、適地を選定するには、西部地区にですね、建設するという方針を示して、これから適地を選定するというのには時間を要するというふうに考えておりますので、要望がありましたらですね、また別の方法で建設をしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） いろいろ理由を述べられたんですけど、最初から西部地区というところは、せん、頭に、何ていうんですか、計画になかったと。候補地は見つからないとかってい

う、そういう部分があったんですかね。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） まず、当初の設定しました復旧方針の考え方でいきますと、被災者の皆様へのアンケート調査を基にですね、建設の予定地として候補地をですね、第1期供給方針として公表させていただいております。

その中にはですね、西部地区を希望されているのはございませんでした。

ですので、災害公営住宅の供給方針からは外したところで提案させていただいて、それを基に仮申込みをしていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 確認です。すみません。一番最初にアンケートを取られたときに、西部地区という名前も上がってたということですよ、行政からの、出されたときには。それが、そのテーブルに最初からない中で、ほかのですよ、地域があれば、西部が載っとらんならば、西部は候補地じゃないんだなということ希望はさっさんはずですよ。

最初、西部もあって、ほかの地域とも、荒瀬地区とか坂本支所ん周りだとかっていうところと同じような候補地に上がって、ゼロだったとおっしゃるならば納得したいと思うんですけど。候補地が最初は上がってらんで、ここに来て、いや最初はありませんでしたと言われる分では納得がいきませんですよ。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） 先ほどのロードマップの中の③の被災者見守り対策事業の中のことで御説明します。

昨年度の3月26日から5月30日にかけて、住まいの再建意向調査というのを実施してございます。その中にはですね、災害公営住宅のことをいろいろお尋ねをしております。具体的には、どういったタイプがいいのかとか、間取りとかですね、一応基準はあるんですけど

ど、取りあえずフリーで聞こうということで、そういったことも聞いてございます。

その中で、希望地、校区というのを聞いておりました、その中で当然西部も入っております。西部、深水、中谷、鮎婦、藤本、中津道、田上、百済来、この校区ごとに、従来と同じ場所なのか、坂本町の中心部がいいのか、坂本町の別の地区がいいのか、どこでもいいのか、分からないのか、その他といったような聞き方で、西部の方が、当然従来と同じとつければ、そこは西部に1カウントにするといった考え方でやっておりますので、最初から西部を抜いたところでアンケートをしているということとはございません。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 関連ですけども、執行部の対応、執行部の考え方をちょっとお聞きしながら、大倉委員の今ですね、発言の中で、私は総合的に被災者の支援をどうしたらいいのかという。まずは被災者の支援ですよ。それから復旧・復興というのは進んでいくわけ。その復興のその計画の中で、私は目を通させていただきました。宮川課長が今淡々と淡々と、もう本当に具体的に説明をただけ。納得すること、納得されないところもあるわけですね。

これはなぜかといえば、やっぱりこの修正をされたというのは、納得をされた方々がいなかったから修正をし、そしてまた、その計画の中でもビジョンというのは、その喉元過ぎればそのものを忘れるという、やはり昔の言葉にあるようにですね、過去を忘れて現実を思うという言葉もありますよ。過去忘れないで現実を思うという言葉もある。

その中で私が対応した中でですね、最近ですよ、うちの会派ですと坂本を視察をしてきました。いろんなところを視察をする中でですね、今回の公営住宅で、この公営というのが一番問題なんですよ。公営住宅は被災者の方々と

というのは物すごく期待をされていますよ。それは生活の中ですね、公営住宅が一番なんですよ。

だから、今、宮川課長が言われたように、当初のスタート間違っても、やっぱ修正するところは修正をする。継続は力なりですけども、やっぱ修正するところは修正をしますよ。修正をしないという、今の復興計画の状況の中ですよ、修正をしないという、回答ゼロを出すということは、私は行政としては、あまりにもですね、その被災された方々に対して、そういう要望があったというのは、要望は対応するということが一番大事じゃないですか。対応しないというのは被災者支援に対してですね、冷たいですよ、それははっきり言ってから。

私はどこにどこに造るか分かりません。西部というところもあんまり知りませんが。そういう状況の中で、その地域からのですね、被災者の方々の要望もある。地域の方の要望がある。そういうところで、私はやっぱし、考えはやっぱし、まあはっきり言って直すべきだと私は思います。

そういう中で、今後、復興の中でですね、今、坂本の復興の一番大事なものは、民間の方々に、復興しても今までのような、今までのような状況で復興してもですね、じゃあ、病院があるわ、郵便局があるわ、JAの支所があるわ、それだけで坂本の復興になりますかね。やはり企業誘致をしたり、商工会が商店街の、どういふふうな商店街をあそこに持ってきて、そしてまた本当に復興した坂本というのを。

神戸を見てくださいよ、神戸。あの震災で、あれはほとんど民間ですから。民間企業の努力ですよ。行政というのは本当にお手伝いして、先駆的な考えで、行政がそれに対応するという。民間をなぜ入れないのか。私は本当に不思議でたまりません。復興の中身は民間ですよ。各種団体はもとより。

そういう中ですね、もう一々こういう小さいのですね、あんまり議論してですね、私は特別委員会ですね、上村委員長の特別委員会というのは、これはですね、皆さんと一緒に頑張って復興せないかんという。いや、もう特別委員会は再三やりたいとぐらい思ってますよ。そういう中で、今回の地区別懇談会についても、今、宮川課長が言われたように日にちも決定しております。特別委員会はそこで出席してでもですよ。地区別懇談会に出席しながら、地域住民の方々、被災された方々ですね、寄り添い、そしてまた、中間的な報告をし、取りまとめをし、上村委員長のときは特別委員会すばらしかったと言われる市民から、言われるような特別委員会つくっていかないかん。そんな中で、今日の今の宮川課長に言われた、いろんな西部とか、その東とかも分かりませんが、そういう要望があったというのは、やっぱり対応を前向きにせないかんという、そういう気持ちを持ってくださいよ。早木課長。私はそう思いますよ。要望があったのなら、修正、軌道修正するのがですね、当たり前じゃないんですか、この災害の中で。誰が100%これをですね、完璧にできますか。できないですよ。

そういうことを私はお願いしたいし、今、今回の報告については、すばらしい修正をされた中での報告。確かに宮川課長が言われた。私もそのためには協力していきたいと思えます。

○委員長（上村哲三君） しばらく小会します。

（午前11時26分 小会）

（午前11時36分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

山本委員、先ほどの、意見でよかですかね。

○委員（山本幸廣君） よかです。

○委員長（上村哲三君） 意見として捉えてもらって。

ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 最後に要望させていただきます。

坂本の復興に当たって、スローガンが一人も取りこぼさずにつていうようなですね、趣旨のスローガンになってると思います。ここに来て、地域と行政との間にかみ合ったらん部分なんかは出てきてるような状況もお聞きしますので、誠意のある対応をですね、しっかり取っていただきたいというふうに思います。

また、別の方法で住宅をとというようなですね、話もありましたけれども、空手形にならんごつですね、そこんところはぜひ真摯ある対応をお願いしておきたいというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（山本敬晃君） 地区別懇談会についてなんですけども、第3回ですね、地区別懇談会、全部、私参加させていただいたんですけども、全体ですね、特に次第の中で質問の時間ってというのは何か取られてたのかなと思って。私が参加した中では、質問する時間が……。

○委員長（上村哲三君） 山本委員、前を向いてしゃべって、マイクに入らん。

○委員（山本敬晃君） 質問する時間があったところと、ないところがあったと思うんですよ。そこがどうなってるのかということと、あと、どこか住民の方からですね、議事録を取られていますかという質問があったと思うんですけども、それを取られているのかということと、あと3点目が、市長のですね、出席予定が、第4回、今度、今月開催されますけども、市長の出席は、もう全ての地区別懇談会に出席される予定かということ、ちょっと確認させていただきたいです。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） まず、第3回地区別懇談会で質問の時間でございますけども、これは次第の中では質問の時間という

のは設定してございませんでした。というのが、第2回まで聞いた御意見を基に、各地区の復興計画の素案というのをつくりましたのですね、それを基に進めていきたいということと、あと御意見対応表というのをつくりまして、それぞれたくさん、前回第2回で1000件ほどの御意見が出てましたので、それを地区ごとに割って、それを地区で出たごとに御意見対応表というのをつくりまして、それを配付させていただいてたということで、できれば、その素案についてですね、議論を進めていただきたく、特に質問の時間というのは次第上、設けていませんでしたけれども、確認とか御質問とか御意見があれば、その会を進める中で対応させていただいたというふうに認識してございます。

それから、議事録というのはですね、当然会議を進めるわけですので、内部での確認の意味も含めて記録というのは作ってございます。はい。

御意見の中であったのは、さらにそれを公表する予定はないのかということでしたけども、まず、今回の地区別懇談会というのは、集落、各旧小学校区ごとでどういった御意見があるのか、その地域の皆さんで共有を図っていただきたいなという思いがありますので、それを通常の会議みたいですね、一般に公表して、どういった議論があったかというのをつまびらかにするよりは、その御意見対応表とかそういったところで、個々の集落の意見はどういったものかをちゃんと整理したいというのが先にありますというところですので、できれば議事録のですね、公表については、ちょっと前向きに検討させていただきたいと思っておりますので。はい。

それから、市長の日程につきましては、ちょっと確認をしないと分かりませんが、一応調整中ということで、一応御出席いただく御予定

ということで承知はしておりますけど、確定かと言われると、ちょっとそこは、すいません。御予定は一応、はい、お願いはしているというのが一応事務局としての立場でございます。

以上です。

○委員（山本敬晃君） 質問の時間ですね、ぜひ次第にちょっと書いてですね、ぜひ確保していただきたいなと思います。住民の方でも、やっぱりいろんなことをその場でですね、お聞きしたい方が結構いらっしゃるのですね、ぜひ次第にですね、中に入れて、時間を確保していただきたいなと思います。

また、市長の出席の件ですけれども、市長もいろいろほかの予定もあってですね、お忙しいかと思っておりますけれども、第3回ですね、地区別懇談会で、市長が1日だけ、ちょっと体調が崩されたか何かで、ちょっと出席できてない地区があったかと思っております。ですから、ぜひですね、そちらの地区のときはですね、参加していただけるようにちょっと調整をお願いしたいと思っております。

以上、要望です。

○委員長（上村哲三君） それでは以上で、八代市坂本町復興計画の進捗状況についてを終了します。

執行部入替えのため、小会します。

（午前11時41分 小会）

（午前11時45分 本会）

・令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査
（二見地区農地災害及び泉、東陽地区の林道災害の進捗状況について）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、二見地区農地災害及び泉、東陽地区の林道災害の進捗状況について説明願います。

○農地整備課長（村井幸治君） 農地整備課、村井でございます。よろしくお願いたします。

私どものほうからは、令和2年7月豪雨に関する二見地区の農地災害及び泉、東陽地区の林道災害の進捗状況について御説明いたします。

まず、私のほうから二見地区の農地災害について説明を行った後、引き続き、水産林務課、小原課長より泉、東陽地区の林道災害について説明を行いますので、よろしく願いいたします。

座って御説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） はい。

○農地整備課長（村井幸治君） 資料のほうは、御提出しております二見地区農地災害及び泉、東陽地区の林道災害の進捗状況（農林水産部所管分）になります。

その中の2ページをまず御覧ください。

ここで、農地災害の箇所を緑の丸印、農道等の農業用施設災害の箇所を赤の丸印で表示しております。また、その中で施工中の箇所を赤字、完工している箇所を青字で表記しております。

まず、二見地区全体の被害状況でございますけれども、県管理河川であります二見川及び下大野川の氾濫に伴いまして、河川沿線に農地の土砂埋設、表土流出及び農道、用排水路の崩壊・埋没等の災害が多数発生しております。農地が15ヘクタール、農道が5か所、用排水路8か所、橋梁1か所の被害となっております。

そのうち被害額が1か所40万円以上になるものにつきましては、国の災害査定を受け、国庫補助事業を活用した災害復旧事業を行っております。資料にその位置図を載せております。

二見地区においては、18か所の災害復旧事業箇所がございます。橋梁1か所につきましては災害復旧課での対応となっておりますので、農地整備課で所管する災害復旧事業は、農地16か所、4.5ヘクタールになりますけれども、それと敷川内町の農道を合わせた17か所となっております。

なお、農地に関しましては個人所有でありまして、負担金も発生しますことから、申請に基づく箇所数となっております。

現在の進捗状況ですが、9件の発注を行っており、施工中が4件、完了したものが5件、入札不落により再入札の途中が1件でございます。事業完了を含めた着手率が52.9%というふうになっております。

残りが農地災害7件となっておりますが、これらはいずれも県管理河川の護岸工事と一体的または完了後の施工となるもので、県発注工事の進捗状況を見ながら市の工事を発注する必要があります。しかしながら、県発注工事において、入札不落が続いている状況でありまして、今後の動向に注視し、また、県と調整を図りながら、可能な限り早期発注に努めてまいりたいと考えております。

なお、災害復旧事業に満たない小規模な災害におきましては、農家自身の自力復旧のほか、市の重機借り上げ、原材料支給及び県の基金事業であります農家の自力復旧支援事業を活用される等により、復旧がなされております。

また、農道等の農業施設についても、市単独または起債を活用した修繕工事で復旧を行っております。

以上、農地整備課所管による二見地区の災害の復旧状況の報告となります。

○水産林務課長（小原聖児君） 水産林務課、小原でございます。よろしく願いいたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

引き続き、泉、東陽地区の林道災害の進捗状況について御説明させていただきます。

まず、林道の被害状況としましては、道路の路肩決壊や、舗装や路盤の路面洗掘、土砂流出、倒木が主なものとなっております。

その中で、被害額が1か所当たり40万円以

上で、災害査定要領に基づく被災箇所につきましては補助申請を行い、その他の小規模な災害については、修繕工事にて対応を進めてきていくところでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、泉地区の林道の被害状況としましては、10路線で226か所の災害が発生しております。そのうち補助災害としましては、6路線21か所を申請しております。

資料は21か所を管内図に落としたものでございます。被災箇所を丸印で、現在施工中の箇所を丸印の中を緑色で、完了してる箇所は深緑で色づけをしております。

進捗状況としましては、14か所の工事発注を行い、現在6か所が完了し、8か所が施工中となっております。着手率としましては66.7%となります。

なお、未着手分につきましては、現在施工中の進捗状況を見ながら、また、菊池人吉線につきましては、県で治山事業に着手されておりますので、県との連携を図りながら、今後も計画的に工事発注を行い、早期復旧に努めてまいります。

次に、資料の3ページをお願いいたします。

同じように東陽地区の管内図を添付しております。

東陽地区では、4路線17か所で災害が発生しております。そのうち、補助災害として2路線2か所を申請し、現在2路線とも、本年の5月に工事完了しております。

以上、水産林務課所管の泉、東陽地区の林道災害の進捗状況についての報告となります。

あわせて、本日の所管事務調査、二見地区農地災害及び泉、東陽地区の林道災害の進捗状況についての報告とさせていただきます。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（大倉裕一君） もう質問はいたしません。こういった状況にあるということですね、所有者だったり地域の方々にお知らせいただくことが何よりだというふうに思いますので、そういった点で取組を進めていただければと思います。要望しときます。

○委員（山本幸廣君） 両課長の方、説明があったんですが、説明については何も言うことありません。大変努力していただいとと。

ただ一つは、今のこの災害の件についての現場等も含めて、職員の方々が大変苦勞なされて。お聞きするところ、やっぱり職員が足りないなという、以前から私が言ってるんですけどもね、そこら辺りについてはもう兩名から、あれでは足りませんというのを、言われないかもしれんですけども、私はそう思うんですけども、感想としてはどうなんですか。十分ですか。

○水産林務課長（小原聖児君） 今回のですね、昨年7月豪雨ということになりますと大変大規模で、今まで経験してないような災害だと思います。私、今、水産林務課なんですけど、本庁云々大変苦勞いたしております。だから、職員の増は必要ではないかと思えます。

で、林道ちゅうことですね、主に災害が大きかったのがですね、林業技士というのがございまして、土木技師と云々のようにですね、その辺りにつきましては、人事課のほうにも、昨日のヒアリングの際にですね、要望をしたところでございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 私がもう既にさきから、土木課も農業土木も含めてですけどもね、やっぱりこの災害のときだからこそですね、やっぱり技術系は技術系、事務系は事務系の中で。技術系は技術系として、やっぱり職員が採用されとるわけ。そういうことを考えながらですね、やっぱり人事課あたりにはですね、しっ

かりと私も、何回かこのボール投げかけておりましたけども、ぜひともそれ要望しとって、要求、要望しとってください。それは大事だと思いますよ。

なぜかという、ほとんど、これ委員長、繰越しが多いんですよね。なぜ繰越しせにやいかんか。繰越しの理由はたくさんの理由がありますよ。その理由の中では、やっぱり交渉ができなかったり、まあはっきり言ってから、技術系が少なかったり、工事延期・延長せないかんて。そんな中でもやっぱり、そういう状況になればですね、コンサル任せではいけないんですよ。やっぱり担当職員の技術系がしっかりした中でですね。やっぱり増員をして対応していかなければですね、いろんな面で、やっぱりその予算面とかですね、入札関係等々も出てきますから、ぜひとも要望をしとってください。要求しとってください。

○委員長（上村哲三君） 意見としてお願いします。

○委員（山本幸廣君） 意見です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ以上で、二見地区農地災害及び泉、東陽地区の林道災害の進捗状況についてを終了します。

執行部入替のため、小会します。

（午前11時56分 小会）

（午前11時56分 本会）

・令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査
（日奈久、二見、東陽、泉地区の公共土木施設災害の進捗状況について）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、日奈久・二見・東陽・泉地区の公共土木施設災害の進捗状況について説明を願います。

○土木課長（竹原彰吾君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）土木課の竹原でございます。

建設部が所管いたします日奈久・二見・東陽・泉地区の公共土木施設災害の進捗状況について説明いたします。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） はい。どうぞ。

○土木課長（竹原彰吾君） それでは、建設部所管分のですね、資料をお願いいたします。

まずですね、公共土木施設災害につきましては、1か所当たりですね、60万円以上については、1か所当たりですね、60万円以上についてはですね、災害査定を受けてですね、工事を行っているところでございます。

資料のですね、2ページを御覧ください。

こちらは旧八代市内における公共土木施設災害復旧工事の位置図でございます。

内訳として、河川災が10件で、請負額約6080万円、道路災が4件で、請負額約7560万円でございます。

地域別といたしましては、日奈久地区が1件、二見地区が13件となります。

進捗状況といたしましては、全14件中13件が完了しておりまして、1件が施工中となっております。

施工中の工事ですが、下大野川に架かる下大野川4号橋で、橋の中央部のですね、橋脚が流され不安定な構造となっているため、現在も通行止めとなっております。

この工事は令和2年12月に災害査定を受け、非出水期である令和3年11月からの工事着手を目指し、一般競争入札を行いました。令和3年9月14日の開札で、技術者不足などの理由により入札不調となりました。

その後、再入札を行った結果、11月17日の開札により落札候補者が決定し、資格の審査等を経て、11月25日に契約を行いました。

現在ですね、工事着手に向けての準備を行っております。

今後の予定といたしましては、令和4年5月下旬にですね、工事完了を予定しているところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

こちらはですね、東陽町における災害復旧工事の位置図でございます。道路災が4件で、請負額約1900万円でございます。

進捗状況でございますが、東陽町につきましてはですね、全ての工事が完了しております。

最後に、4ページを御覧ください。

こちらは泉町における災害復旧工事の位置図でございます。

内訳として、道路災が4件で、請負額約1億390万円でございます。

進捗状況といたしましては、全4件中ですね、2件が完了しており、2件が現在施工中でございます。

泉町の災害現場につきましては、位置図のとおりですね、同じ路線で4現場がふくそうしておりまして、同時期の施工ができなかったため、工程の調整にですね、時間を要しております。

施工中の2件における今後の予定でございますが、1件が令和3年度内での完了、残りの1件は令和4年5月下旬に工事完了を予定しているところです。

以上、令和2年7月豪雨における坂本町以外の公共土木施設災害復旧の進捗状況報告とさせていただきます。

○委員長（上村哲三君） 本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で、日奈久・二

見・東陽・泉地区の公共土木施設災害の進捗状況についてを終了します。

執行部入替えのため、小会します。

（午後0時01分 小会）

（午後0時02分 本会）

・令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査 （「みんなの家」の整備について）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、みんなの家の整備について説明願います。

○理事兼生涯学習課長（田中智樹君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）生涯学習課の田中でございます。

それでは、座って説明させていただきます。

配付いたしております資料、みんなの家整備についてに沿って御説明いたします。

坂本町におきましては、令和2年7月豪雨において、地域コミュニティやまちづくりの拠点施設となります自治公民館20棟が被災しました。そのうち8棟が全壊、5棟が大規模半壊、残りが半壊、一部損壊でございます。

市では、被災した自治公民館の再建については、住民の負担軽減を図るため、県の球磨川流域復興基金などを活用し、通常の補助基準を引上げてまして支援を行っておりますが、今なお多くの方々が町外の仮設住宅等で生活されており、これまでお住まいの場所での地域コミュニティ再生にまでは至っていない状況でございます。

このような中、熊本県を通じて公益財団法人日本財団から、豪雨により被災した自治公民館に代わるみんなの家の整備等に御支援をいただくことになりました。

みんなの家でございますが、財団法人の日本財団が保有しております、わがまち基金を活用しまして、令和2年7月豪雨で被災した自治公民館の再建を行うもので、くまもとアートポリ

ス事業により設計者を選定しまして、住民のワークショップ等により出されました意見を反映しながら整備することとなっており、創造的復興に向けた地域づくりの拠点施設として整備されます。

平成28年の熊本地震の際には県内に10棟が建築されておりまして、今回の豪雨災害でも、八代市や人吉市など流域の市町村に、合わせて約10棟の整備について御支援をいただく予定となっております。

事業主体は一般財団法人熊本県建築住宅センター。協働事業者としまして、公益財団法人日本財団となっております。

今回、財団より支援をいただく条件としましては記載のとおりでございますが、被災した自治公民館のうち、特に被害が大きく、移転新築によるもので、それに要する地元負担が大きいこととされております。

2ページをお願いいたします。

整備予定場所ですが、今回新たに建設される災害公営住宅のうち、藤本・大門地区と中津道地区の2地区にみんなの家を整備し、公営住宅に居住される方々も含めた、新たなコミュニティ形成にも役立てていただきたいと考えております。

具体的な場所としましては、災害公営住宅と同じ敷地内の藤本社会教育センターと中津道社会教育センターに整備することといたしております。

整備する規模ですが、上段に記載しておりますとおり、原則として被災前の世帯数に基づき決定されます。

藤本地区については、隣接する大門地区も同様、自治公民館が全壊しておりますことから、今後は2地区での共同利用としまして、床面積を約100平米程度、中津道地区におきましては、同じく隣接する三坂地区との共同利用を考慮して、床面積約60平米を予定いたしております。

ます。

次に、今後の整備スケジュールでございますが、年明けの1月頃に設計者の決定がなされ、その後、地区住民の方々とのワークショップが開催されます。

その間に、藤本、中津道社会教育センターの解体工事が行われますので、解体工事の進捗状況にもよりますが、令和5年の7月から9月頃に、それぞれ完成を見込んでおります。

次の3ページでは、地図上で位置を示しております。

藤本地区は、現在の藤本社会教育センター敷地内。中津道地区は、中津道社会教育センター敷地内でございます。それぞれ被災前の世帯数と人数を記載しております。

4ページでは、熊本地震の際、大津町と西原村に整備されました、みんなの家の写真でございます。整備のイメージとして参考までに御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは以上で、みんなの家の整備についてを終了します。

執行部は御退室ください。

（執行部 退席）

○委員長（上村哲三君） それでは、そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査についてを終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の特定事件でもあります令和2年7

月豪雨に関する諸問題の調査については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、次回の令和2年7月豪雨に関する特別委員会は、国・県からの復旧状況等に関する説明聴取に係る管内調査のため、令和3年12月21日火曜日13時より開会いたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、当日は、防災服着用にて出席いただきますようお願いいたします。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって令和2年7月豪雨に関する特別委員会を散会いたします。

(午後0時09分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和3年12月13日

令和2年7月豪雨に関する特別委員会
委員長